

04 総務省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請回答).xls

| 管理コード   | 要望事項(事項名)               | 該当法令等   | 制度の現状  | 拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称  | 求める措置の具体的内容  | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答              | 再検討要請                       | 提案主体からの意見                   | 「措置の分類」の見直し                 | 「措置の内容」の見直し                 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答          | プロジェクト名                     | 提案事項管理番号                            | 提案主体名     | 都道府県 | 制度の所管・関係府庁 |
|---------|-------------------------|---|--|--|--|--|-------|-------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|-----------|------|------------|
| 0420010 | 屋外貯蔵タンクの水張検査の適用緩和       | 消防法第11条の2第1項、第2項、第3項、第5項、危険物の規制に関する政令第8条の2第1項、第2項、第3項、第5項、危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号、第5項、危険物の規制に関する規則第22条の4 | 屋外貯蔵タンクの設置工事または変更工事における完結検査前検査と併せて実施される水張検査については、水張検査を省略する。  | 屋外貯蔵タンクの水張検査の適用緩和  | ①側板と側板、側板とタンク板との溶接継手の補修工事<br>②全ての底部に係わる重ね補修工事<br>③底部に係わる溶接部補修工事<br>④側板と側板、側板とタンク板との溶接継手の補修工事<br>⑤また、水張試験には変更工事の内容によって特例が定められている。 | ①経済効果は、検査期間の短縮および水張検査費用の削減。<br>②新設時の水張検査は、設計ミスや施工ミスの検出上有効だが、長年使用しているタンクの水張検査は、検査期間の短縮および水張検査費用の削減。<br>③側板と側板、側板とタンク板との溶接継手の補修工事<br>④側板から600mmの範囲以外の部分の水張検査は、変更許可申請ではなく書類の提出でよく、水張検査も求められていない。一方、側板から600mmの範囲以内の部分の水張検査は強度上重要なため、大規模な補修時の水張検査は理解できるが、軽微な補修については変更許可申請を行うことで一定の施工レベルが担保できるので、水張検査の必要はないと考える。<br>⑤一方、水張検査の削減が不可の場合、実液での水張検査を強ひ途中で段階的な検査を行うことにより可能とする。<br>⑥軽微な水張検査は、実液による気密試験を認めていることを、申し添える。<br>⑦また、水張検査の削減が不可の場合、実液での水張検査を強ひ途中で段階的な検査を行うことにより可能とする。<br>⑧また、別紙に提案理由の詳細を示す。  | C     | IV    | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 1007010                             | 新日鐵化学株式会社 | 兵庫県  | 総務省        |
| 0420020 | 市長選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区 | 公職選挙法第142条第1項   | 指定都市以外の市の選挙においては、長の選挙の場合には、候補者1人について頒布するものができる。また、水張試験には変更工事の内容によって特例が定められている。   | 指定都市以外の市の選挙においては、長の選挙の場合には、候補者1人について頒布するものができる。また、水張試験には変更工事の内容によって特例が定められている。   | 現在、1万6千枚を上限としている指定都市以外の長の選挙においては、候補者1人について頒布するものができる。また、水張試験には変更工事の内容によって特例が定められている。   | 公職選挙法第142条第1項第6号に定められている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数の制限(1万6千枚)を見直し、基準日における選挙区内の総選挙数を上限とする。現状では、当時の総選挙数約4万3千世帯に対して法定上限の1万6千枚はあまりに少なく、選挙公約が十分に浸透しているとはいえない。そこで、すべての世帯に均等にビラを配布できるようにすることにより、各候補者の政策を広く住民に浸透させることができることにも、選挙に対する住民の関心を高め、ひいては投票率の向上に繋げたいと考えている。<br>また、選挙公約による選挙を定着させることで、住民が自ら選択した政策に基づく市政運営を行うことのできる住民自治の実現を目指すことができるもの。   | C     | I     | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 1008010                     | 多治見市                                | 岐阜県       | 総務省  |            |
| 0420030 | 普通地方公共団体の協会の要件の緩和       | 地方自治法第252条の2～6  | 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協会の設置を可能にすることができる。 | 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協会の設置を可能にすることができる。 | 現行法で規定されている。普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため、普通地方公共団体が設置する協会の要件を緩和する。また、当該協会の管理運営の円滑化を図るため、協会の設置を可能にする。                            | 土地改良事業の事務の共同化により、経費の縮減及び執行体制の強化を図るため、普通地方公共団体と土地改良区による協会の設立を目指す。本地区は、美穂町と大空町に跨る網走川水系の河川又は流域に関わる農業を基幹産業とする地域であり、土地改良事業により生じた農業用排水施設を有している。<br>当該施設は、土地改良法により事業単位、美穂町・大空町及び網走川土地改良区がそれぞれ個別の施設を管理しており、極めて非効率且つ不経済な管理体制となっている。<br>また、当該施設を管理する両町及び改良区は、近年の厳しい経済情勢及び農業環境から厳しい財政運営を強いられ、維持管理等の事業費の縮減及び人員の削減に及ぶ等、体制の脆弱化が進行している。   | C     | I     | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 10115010                    | 大空町、美穂町、網走川土地改良区、オホーツク東部広域農業水利管理協議会 | 北海道       | 総務省  |            |
| 0420040 | 決算剰余金の取扱いについて           | 地方財政法第7条第1項   | 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下の金庫に積み立て、残りの剰余金を下の金庫に積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。                     | 地方財政法第7条第1項  | 歳入歳出決算剰余金の取扱いについて、地方自治法第233条の2の規定にとどめる。  | 歳入歳出決算剰余金の取扱いについては、地方自治法第233条の2に規定があるものの、地方財政法第7条第1項において、各会計年度において決算上剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金庫に積み立て、残りの剰余金を下の金庫に積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならないとされている。<br>この規定は地方財政の健全性の確保の観点から定められたものではあるが、東日本大震災への対応について、被災自治体においては、厳しい地方財政の状況下において、財政調整基金の取り崩しを行いながら運営している現状があり、市町村民税の減免等により、歳入不足が見込まれる状況であるにもかかわらず、財政調整基金に一旦積み立て、さらにこれを取り崩すという手続きを行うことにより、いたずらに予算規模が増大することとなるほか、予算・決算を住民に説明する際にも非常に辛いものがあることと見られる。このような場合には、基金積立を2年にわたる期間に繰り入れることにより、予算が分りやすくなることと考える。<br>また、国においても、2次補正予算の財源を決算剰余金に求めており(特例法を制定予定)、国と地方の足並みを揃えることが可能となる。<br>ついでに、当該剰余金の処分については、被災自治体の財政負担の軽減及び迅速かつ円滑な復旧・復興事業の実施に資することを目的とし、当面の間、地方自治法第233条の2の規定にとどめ、地方財政法第7条第1項の規定については、被災自治体には適用しないよう規制の緩和を行わねばならない。 | C     | I     | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 1017010                             | いわき市      | 福島県  | 総務省        |
| 0420050 | 議会への住民参加及び発言権の確保        | -   | -  | -  | 地方議会への住民参加と発言権の確保  | 主権在民と憲法にあるが主権を持つ住民に自治体が行う事業について適切な説明が無い。また、住民の代表である議員も事業内容を把握し住民に適切な説明をしていない。説明義務を履行させないのは住民の権利放棄に当たるが、現実問題、一議員に全住民への説明義務が何処まであるのか明確でなく、また大勢の他の議員との公平において負担の格差がありすぎる。よって議会を自治体の文化ホールなどで開催し住民が自由に参加できるように制度を緩和し、執行部の説明を議員と一緒に聞き解らないところは直接質問できるように、つまり主権を持つ住民の適切な理解と合意の下、事業を進める。より民主的な議会に改革することにより住民の行政への参加意識を醸成し、地域の活性化を住民の理解と納得により推進する事を目的に議会への住民参加と発言権(提案と質問)の確保並びに文化ホール等での議会の開催を提案します。   | D     | -     | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 1024010                             | 個人        | 山梨県  | 総務省        |



04 総務省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請回答).xls

| 管理コード   | 要望事項(事項名)                                  | 該当法令等                              | 制度の現状  | 拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答   | 再検討要請                                       | 提案主体からの意見   | 「措置の分類」の見直し   | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答   | プロジェクト名        | 提案事項管理番号 | 提案主体名        | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁   |
|---------|--|------------------------------------|--|---------------------------|---|--|-------|-------|--|---|---|---|-------------|--|----------------|----------|--------------|------|--------------|
| 0420060 | 公立大学法人の業務範囲の拡大(附属学校の設置・運営)                 | 学校教育法第2条、同附則第5条、地方独立行政法人法第21条、第70条 | 公立大学法人の行う業務は大学又は学校及び高等専門学校にこれらに附帯する業務に限定されている。   |                           | 公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校(附属高校及び中学校)の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する。   | (提案内容)<br>現在、兵庫県立大学では平成25年度を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人法では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中高の設置・運営を目指す。<br><br>(提案理由)<br>・兵庫県には、大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー、京連コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これらを活用するために産学官が連携した人材や将来の科学技術を担う人材である青少年の育成を推進している。<br>・兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する播磨科学公園都市やポートアイランドに理学部や大学院研究科を設置し、先導的・独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。<br>・加えて、昨今の少子化の進展や理系離れの傾向もあり、大学のみでの教育では限界があることから、附属中学及び高校(以下、「附属中高」という。)を開校し、大学のイニシアチブによる独自のカリキュラムを定め、附属中高からの一貫教育により、将来の科学技術を担うべき人材の育成に力を注いできた。<br>・県内に立地する最先端の研究施設を有効に活用し成果を上げていくためには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のイニシアチブのもとに科学技術について少年期から取り組む中高一貫教育が今後も必要と考えるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。  | F     | I     | 当該提案については、学校教育法(昭和22年法律第26号)をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。   | 右の提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討のプロセス並びにスケジュールを示されたい。 | 兵庫県立大学では平成25年4月を目途に公立大学法人への移行について検討を進めており、それまでに公立大学法人による附属学校の設置・運営ができるよう検討をお願いしたい。  | F   | I           | 当該提案については、学校教育法(昭和22年法律第26号)をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。 |                | 1039010  | 兵庫県          | 兵庫県  | 総務省<br>文部科学省 |
| 0420070 | A市まちづくり地区における事業のための土地交換について                | 地方自治法第238条の4第1項及び第6項               | (行政財産の管理及び処分)第二百三十八条の四行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売却し、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。<br>2~5(略)<br>6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。<br>7~9(略)                      |                           | A市が、地方自治法上の「行政財産」として所有している土地所在地は、民有地と入り混じって点在しており、これを打倒し、売却し、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。<br>2~5(略)<br>6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。<br>7~9(略) | A市まちづくり地区は、バブル時の土地回整理事業開発予定地であり、民間企業等が事業用地的先行買収を虫食い状に行い、事業による換地により自己所有地を集約する予定であったが計画が頓挫した。しかし地区内には未買収の民地が多くあり、その利活用が行えず地区の荒廃が懸念されたため、この先行買収地をA市が寄付を受け、現状の社会情勢などを考慮し、地区内の土地所有者と協働して地区の事業計画の見直しを行い、事業区域の選定を行った。そのうえでこの基礎整備事業区域内の土地交換を行い、事業参加希望者の土地を集約化を図りたいと考えている。そこでこの土地交換に際し、市が所有している土地を交換する場合、地方自治法第238条の4の規定により「行政財産」の交換を行うことができないとあり、その判断に苦慮している所である。しかし、本地区の事業推進に資するために行う土地交換は必須であり、行政財産の公共の用に供する目的で行う交換は、禁止要件に当たらないとの特例を設けていただきたい。   | C     | -     | ご提案のとおり、交換の対象となる土地が行政財産である場合、地方自治法第238条の4第1項が適用され、当該土地を行政財産のまま交換することは禁止されているところである。<br>これは、行政財産は普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果を達成するために利用されるべきものであるから、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなる虞がある運用を禁止することを目的とするものです。<br>しかしながら、貴団体に於いて、ご提案の土地を交換の対象とすることを検討されているとすれば、当該土地は既に行政目的を有しないと判断された上で、交換手続きを検討されていると考えられますので、貴団体の長の権限において当該土地を行政財産から普通財産として管理することができることから、当該土地の用途を廃止し、普通財産とした上で交換をすることは、条例又は議会の議決による場合には可能とされているところである。<br>なお、ご提案のように虫食い状になっている土地の交換であれば、例えば地方自治法第180条第1項の規定に基づき、あらかじめ「経易事項」として議長に対して事件を指定して議決を依頼することなどにより事務の円滑化を図ることも可能であると考えます。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。                | 貴省のご回答のとおり、地方自治法上の「行政財産」は、行政執行の物的手段として行政目的の効果を達成するために利用されるべきものと本市でも解しておられる。また、ご提案では、行政目的の効果を達成するために行政財産の効用を最大限に利用し、そのために必要な土地の交換を実施することであるが、当該土地は既に行政目的を有しないと判断された上で、交換手続きを検討されているとされていますので、貴団体の長の権限において当該土地を行政財産から普通財産として管理することができることから、当該土地の用途を廃止し、普通財産とした上で交換をすることは、条例又は議会の議決による場合には可能とされている旨を前回の回答でお示ししたところである。 |   | 1047010     | A市   | 大阪府            | 総務省      |              |      |              |
| 0420080 | 公立大学法人(地方独立行政法人)の研究開発成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和 | 地方独立行政法人法第21条、第70条                 | 公立大学法人の行う業務は大学又は学校及び高等専門学校にこれらに附帯する業務に限定されている。   |                           | 公立大学法人(地方独立行政法人)の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、大学の研究成果を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。   | ①現状<br>大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。<br>②問題点<br>法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りきれない。<br>そもそも、公立大学法人は「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられており、運営に係る基盤的経費は設立団体が教育研究の確実な実施を担保する一方、自己財源の捻出等、設立団体が担った自動努力により国公立を問わず大学間の切磋琢磨が期待されている。しかし、出資については、私立大学のほか国立大学も一定認められているが、公立大学法人は全く認められておらず、研究成果が活用が図りきれない。<br>例えば、過去に国立大学の技術移転に関わったガン治療の薬剤につき事業実施企業に出資できれば、その収益で大学の教育研究の更なる活性化を図ることができた。なお、現在も、製品開発が見込まれている研究がある。<br>③解決策<br>技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。<br>④効果<br>出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究→事業移転→収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化し独自の財源を確保することができる。<br>また、国の新成長戦略で産学連携により大学等の研究成果を地域の活性化につなげる取組を進めるとされているが、研究成果の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。 | C     | I     | 御提案にあるとおり、公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。<br>ただし、上記を踏まえてなお必要であれば、提案主体より出資財源、出資先、大学内の手続き及び出資先が破綻した場合の対応その他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。  | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。                | 本提案における出資は大学法人とその研究成果を事業化する企業との間で行われるべきものであり、そこに府が出資することは想定していない。<br>なお、出資にあたって法では上限額を設定し、財源はロイヤリティ収入など自己収入を充てて大学運営に支障がないことを担保するとともに、専門委員会の設置や金融機関との協力関係によりファイナンス面の審査を充実する等リスクヘッジを講じた計画である。現在、大学で取り組んでいる環境等の高度技術を活用した製品開発が見込まれており、事業化する企業に直接出資できれば研究成果を社会に還元するとともに独自財源の確保に繋がる。                                      | 現在においても、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することは可能である。想定される出資先等不明な点があるが、公立大学法人においては、その収入の大半を運営費交付金が占め、財政的に設立主体たる地方公共団体に依拠していることから、公立大学法人自らが、財政的リスクを負う出資を行うことは適当ではないと考えている。          |             | 1055010  | 大阪府            | 大阪府      | 総務省<br>文部科学省 |      |              |
| 0420090 | 公立大学法人(地方独立行政法人)が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和        | 地方独立行政法人法第41条                      | 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。   |                           | 公立大学法人(地方独立行政法人)の長期借入れに係る資金需要の平準化を図り、実際に当該施設で教育研究を行う法人自身により柔軟で効果的・効率的な整備が行えるよう、施設整備に関し、設立団体が認める場合は可能とする。  | ①現状<br>公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資する。<br>②問題点<br>効率的、効果的な整備を行う観点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望ましく、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別目的会社(SPC)を設立し、資金需要を平準化している。しかし、SPCは各整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストもかかる等課題があり、学生・教職員等の命を守る耐震改修促進等の足かせとなっている。<br>③解決策<br>公立大学法人は、必要に応じて「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられている。しかし、長期借入れについては、国立大学のほか、公立大学でも土地の取得、施設や設備の設置等の目的で認められている一方、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。<br>なお、国立大学法人の長期借入の対象は順次拡大されており、当初、附属病院整備及び大学等移転事業のみだったが、H17年2月に国立大学の自主的な教育研究環境の整備充実の取組を支援するため、土地の取得、施設や設備の設置等を追加する改正が行われている。<br>④効果<br>施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につきコスト削減や手続の簡素化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一端の活性化や安全の確保が容易となる。                                  | D     | -     | 公立大学法人は、設立主体たる地方公共団体が長期借入が可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。地方独立行政法人の債務は最終的に設立主体たる地方公共団体に帰着することとされており(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第93条)、このような債務は、地方公共団体の財政の健全性の確保等の観点から、地方公共団体が一元的に管理する必要があると考えている。<br>なお、設立法人たる地方公共団体が長期借入した場合に係るコストと比べて公立大学法人が長期借入した場合に係るコストが低くなるまでは、一般的に想定しづらいと考えられる。   | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。                | 大学法人が施設整備を行う際、設立主体(地方公共団体)から長期借入をする場合は起債等の手続きが必要となり、機動的で柔軟な整備を行うことが困難であるため、金融機関等からの借入れを可能とされた。なお、長期借入にあたっては、議会の議決を経て府が認可するといった慎重な手続きを担保することで、設立主体(地方公共団体)や大学法人の財政の健全性は十分確保されると考えている。  | 公立大学法人は、運営費交付金とその収入の大半を占め、その運営に要する経費を自ら生み出した収入により全て賄うことはできない。したがって、このような法人に長期借入を認めても設立主体たる地方公共団体が実質的に負担することとなることから、長期借入に係る債務は公立大学法人ではなく、設立主体が一元的に管理する必要があると考えている。 |             | 1055020  | 大阪府            | 大阪府      | 総務省<br>文部科学省 |      |              |
| 0420100 | 議員権限の強化等による自治体における議会内閣制の試行                 | 地方自治法第92条、96条、97条、112条             | 地方自治法第92条第2項は「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法上の短時間勤務職員と兼ねることができる」と規定している。また、同法第112条第1項は、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議案に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない」と規定している。 |                           | 議員が予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼ねを認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。  | 議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。<br>具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加えて、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。<br><br>提案理由<br>現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生まれやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なった場合には、取捨することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができると同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。<br>総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に貴重な事例を提供することになり、将来に於ける自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。<br><br>代替措置<br>議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。   | C     | -     | 議会内閣制の導入は、現行の地方自治法が基本とする二元代表制のあり方の根幹に係る問題であり、その性質上、特区制度にはなじまないものと考えられる。<br><br>一方で、総務省で開催している地方行政財政検討会議において、地方公共団体の基本構造をはじめとする今後の地方自治制度のあり方について議論が行われてきたところである。同会議での議論を踏まえ、総務省が平成23年1月に公表した「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」では、地方公共団体の判断で現行制度とは異なる基本構造を選択することができるとする立場の選択肢として、ご提案のような議会内閣制型の地方制度を含む複数のモデルを示しているところである。<br>これらの選択肢の具体的なモデルについては、日本国憲法上許容されるか否か、また、地方公共団体の運営の円滑化に資するか、長と議会の均衡と抑制の関係をどう考えるかという観点から様々な意見があり、引き続き、各方面から幅広く意見を聴きながら検討していくこととしたところである。   |   |   |   |             | 1058010  | 半田市<br>議会至誠クラブ | 愛知県      | 総務省          |      |              |